

議案第3号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第2（第5条関係）

略	
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）
6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）

別表第2（第5条関係）

略	
5 海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの	投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。